

大阪市民のみなさんへ

くらし

「行政オンラインシステム」で もっと便利に。もっと簡単に。

8月7日より現行の「電子申請・オンラインアンケートシステム」が「行政オンラインシステム」として新しくなります。新システムでは、マイナンバーカード等を活用し、これまでよりも多くの手続きが役所に行くことなく自宅などから簡単にできるようになります。利用方法など詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

▶ 8月7日よりオンライン申請が可能になる手続き

- 住民票の写しの交付請求 など

▶ 今年度中にオンライン申請が可能になる手続き

- 不在者投票用紙等の請求
- こども医療費助成資格認定の申請
- 要介護・要支援認定の申請 など

順次、利用できる手続きを拡大していきます!



問い合わせ▶ICT戦略室企画担当デジタル化推進グループ

☎6208-8860 FAX050-3737-2976

くらし

民泊についてご存知ですか?



民泊とは住宅を活用して旅行者などに宿泊サービスを提供することです。今後、観光業の復活とともに多くの観光客が来阪され、民泊を利用される方も増えていきます。大阪市では地域の皆さんと観光客両方に安心していただけるよう、民泊の適正な運営を推進しています。

Q&A

民泊に対する疑問にお答えします!

民泊施設はどこにあるの?

- ▶ 大阪市ホームページのほか、施設出入口近くの標識で確認できます。



届出済

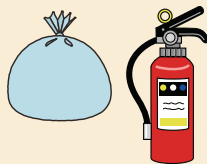
特区民泊

知らない間に近所で民泊が始まることはあるの?

- ▶ 貸す人には民泊を始める前に、近隣の皆さんに説明するよう条例で義務付けています。(旅館業施設の一部を除く)

貸す人にはどんな義務があるの?

- ▶ 騒音など近隣への悪影響を防止する
 - ・ごみを適切に処理する
 - ・苦情や問い合わせにすぐに対応する
 - ・泊まる人の安全を確保する



困ったときは?

- ▶ 標識に掲載されている苦情窓口にご連絡ください。貸す人の対応が不十分な場合は市が指導などを行います。

大阪市民のみなさんへ
民泊を正しく知って
いただくために



民泊について正しく
知っていただくためのリーフレットを
区役所、大阪市サービスカウンター
などで配布しています。

違法民泊かな?

と思ったら

違法民泊通報窓口

☎ 6647-0835 (平日9:00~17:30)

✉ ryokan2016@city.osaka.lg.jp



問い合わせ▶経済戦略局観光課 ☎6469-5151 FAX6469-3896

市政

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします
～なぜ、4つの特別区なの?～

大阪市長 松井一郎

これからの行政は、地域の実情を見て、意見を聴き、施策を実行するニア・イズ・ベターがますます重要になります。

その実現には、今の大阪市は規模が大きすぎます。

特別区制度では、大阪市をなくし、4つの特別区を設置し、きめ細やかなサービスを提供することをめざしています。

特別区の名称・区域

Q なぜ、4つの特別区なの?
24特別区じゃだめなの?

A 特別区が基礎自治体として、住民に身近な行政サービスを安定的に提供するには、それに見合う組織体制と財政基盤の安定が必要です。

区の数が多くなれば、必要なコストが増えるため、どの程度の区数なら財政運営が可能かをふまえる必要があります。こうした観点から、大都市制度(特別区設置)協議会で、4区案と6区案が比較検討され、財政運営が可能で、区間の人口規模や財政バランスのとれた4区としています。



Q なぜ、4つの市じゃだめなの?

A 大阪府と大阪市では、広域機能と基礎自治機能の役割分担の徹底をめざしています。特別区制度では、広域的な事務は大阪府に一元化し、住民に身近な事務は特別区が担い、役割分担が明確になります。

また、各特別区が必要なサービスを提供できる財源の配分が可能となります。



Q 今の区役所はどうなるの?

A 特別区設置後も、今の区役所で、住民票や戸籍、国民健康保険などの窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援など住民に身近なサービスを引き続きご利用いただけます。

特別区制度がめざすもの

✓ 大阪のさらなる成長

広域機能を大阪府に一元化し
二重行政を制度的に解消

✓ 住民に身近なサービスの充実

住民に選ばれた区長・区議会が
地域の実情に応じた住民サービスを展開

◆特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。

◆特別区設置に必要な事項を記載した協定書については、今後、大阪府・大阪市の両議会で審議されます。

問い合わせ ▶ 副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX6202-9355

特別区制度
についてはこちら

▶ 大阪市 特別区 目次

検索

